

報告第六号

専決処分した事件の報告について

区立保育園の漏水事故について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり裁判外の和解の専決処分をした
ので、同条第二項の規定により報告する。

令和六年六月十二日

江戸川区長 斉

藤

猛

別紙

一 和解概要

- (一) 甲は、乙に対し、解決金として、金百十八万二千円を支払う。
- (二) 甲及び乙は、本件に関し、(一)のほか、何らの債権債務がないことを確認する。
- (三) 甲は、今後このような事故が起きないように再発防止に取り組む。

二 事案の概要

- (一) 当事者 甲 独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ東京東住まいセンター

乙 江戸川区

- (二) 事案の経緯 令和五年六月六日に、集合住宅の一部に設置された区立保育園において漏水事故が発生し、当該保育園に

おいて家財(家具及び遊具)が損傷する損害を受けたことに関し、甲と乙との間で和解を行ったもの

三 専決処分日 令和六年二月二十六日(同年三月七日和解)